

森 林 環 境 保 全 整 備 事 業 請 負 契 約 書

(案)

- 1 事 業 名
- 森林環境保全整備事業(育成受光伐 東濃1加子母裏木曾へり)
- 2 事 業 場 所
- 加子母裏木曾国有林1い林小班
- 3 請 負 予 定 数 量
- 別紙事業内訳書のとおり。
- 4 事 業 期 間
- 契約締結日翌日から  
令和9年2月17日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。
- 5 請 負 予 定 金 額
- ¥ —  
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥ — )

- 6 選 択 条 項
- 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。  
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

| 適用削除の区分 | 選択項目                     | 選択条項      |
|---------|--------------------------|-----------|
| ×       | 契約保証金の納付                 | 第4条第1項第1号 |
| ×       | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供 | 第4条第1項第2号 |
| ×       | 銀行、発注者が確実に認める金融機関等の保証    | 第4条第1項第3号 |
| ×       | 公共工事履行保証証券による保証          | 第4条第1項第4号 |
| ×       | 履行保証保険契約の締結              | 第4条第1項第5号 |
| ×       | 支給材料及び貸与品                | 第15条      |
| ×       | 前金払 分の 以内                | 第35条第1項   |
| ×       | 中間前金払                    | 第35条第3項   |
| ○       | 部分払 5回以内                 | 第38条      |
| ×       | 国庫債務負担行為に係る契約の特則         | 第40条      |

(注)国庫債務負担行為に係る契約にあつては別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

| 品名 | 品質規格 | 数量 | 引渡予定場所 | 引渡予定月日 |
|----|------|----|--------|--------|
|    |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |

## 8 特約事項

1) な し。

上記の事業については、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 岐阜県中津川市付知町8577-4  
分任支出負担行為担当官  
氏名 東濃森林管理署長 渡部 謙太

請負者 住所 ○○○○○○○○○○○○○○  
氏名 ○○○○ ○○○○

## 事業内訳書

|                  |        |          |       |          |
|------------------|--------|----------|-------|----------|
| 国 有 林 名          | 加子母裏木曾 | 育成受光伐    |       |          |
| 林 小 班            | 1い     |          |       |          |
| 伐 採 種            | 育成受光伐  | 計        |       |          |
| 伐採方法             | 定性間伐   |          |       |          |
| 面 積 (ha)         | 10.95  | 10.95    |       |          |
| 伐採率(%)           | 33%    |          |       |          |
| 林 齢              | 119    |          |       |          |
| 事業 期 間 令和9年2月17日 |        |          |       |          |
| 保 安 林 種 水源かん養保安林 |        |          |       |          |
| 樹 種              | 本数     | 材積m³     | 本数    | 材積m³     |
| スギ               |        |          |       |          |
| ヒノキ              | 1,443  | 2,362.83 | 1,443 | 2,362.83 |
| その他N             |        |          |       |          |
| その他L             |        |          |       |          |
| 合 計              | 1,443  | 2,362.83 | 1,443 | 2,362.83 |
|                  |        |          |       |          |
| 予定数量             | 1,500  |          | 1500  |          |

予定数量に同時販売材は含まれない

請負に付する事業及び内訳

|              |                         |                                           |          |
|--------------|-------------------------|-------------------------------------------|----------|
| 事業所名         |                         | 西股森林事務所                                   |          |
| 事業名          |                         | 森林環境保全整備事業（育成受光伐 東濃1加子母裏木曾へり）             |          |
| 事業場所         |                         | 加子母裏木曾国有林                                 |          |
|              |                         | 1い林小班                                     |          |
| 材種           |                         | 素材                                        |          |
| 検査区分         |                         | 生産完了                                      | 中間工程     |
| 予定数量         | 数量<br>(m <sup>3</sup> ) | 1,500                                     |          |
| 完成期限         |                         | 令和9年2月17日                                 |          |
| 作業工程<br>及び数量 |                         | 伐倒                                        | 2,363 m3 |
|              |                         | 集材                                        | 1,500 m3 |
|              |                         | 造材                                        | 1,500 m3 |
|              |                         | 運材（委託販売）                                  | 870 m3   |
|              |                         | 運材 システム材                                  | 400 m3   |
|              |                         | 山元 システム材                                  | 230 m3   |
|              |                         |                                           |          |
| その他          |                         | 育成受光伐 10.95ha<br>素材の品質区分により、販売方法の変更があります。 |          |

## 請負に付する事業及び内訳

1. 事業名 森林環境保全整備事業（育成受光伐 東濃1加子母裏木曾へり）
2. 数量の確認
  - (1) 検査場所  
いずれも所定の作業が完了した箇所とする。
  - (2) 検査方法  
生産及び造林作業完了工程については、甲の命じた検査職員が契約書、契約約款、仕様書に基づき行うものとする。
3. 作業順序  
作業は提出された事業計画表に基づき行うものとする。  
なお、細部については、別途監督職員が指示する。
4. 採材寸法  
別紙 造材寸法書に準ずるものとする。  
なお、需要動向に応じた造材寸法については、別途指示する。

## 特記仕様書

### 1 伐採方法等

- (1) 定性間伐を基本とし、具体的には監督員の指示に従うものとする。
- (2) 伐倒木の伐採高は根際とし、残存立木を損傷しないように留意すること。
- (3) 伐倒木の処理について
  - ① かかり木となった伐倒木は、できる限り外し倒伏させること。
  - ② 打出し木や枝条等の林地残材の転落防止等に努めること。
  - ③ 歩道及び林道付近では、通行に支障のないよう伐倒木を取り除くこと。
- (4) 事業区域内に生育する天然有用樹については、作業に支障のないもの、植栽木（将来優良木）の成長を阻害しないと思われるものについては残存させるものとし、具体的には監督員の指示によること。
- (5) つるは、確実に除去すること。

### 2 実行管理

- (1) 白川付知林道においては、一般車両の通行があるため伐採及び集材時期は十分に打ち合わせ地域住民等の安全に留意すること。一般者の入林規制等安全対策を講じること。また、必要に応じて誘導員を配置すること。
- (2) ヘリコプターの集材においては、ヘリコプター集材作業仕様書、ヘリコプター集材作業要領、ヘリコプター集材に関する施設の設置等に基づき実施すること。
- (3) ヘリコプター集材の荷卸土場は4に林小班とする。
- (4) 高齢級材の取り扱いは、伐倒～運材まで品質が低下しないよう注意を図ること。また、基本的には造材寸法書により造材することとするが、一部で長尺材等の指示をするため、造材し指定された場所へ運搬すること。
- (5) 素材運搬等については、貨物自動車運送事業法を遵守すること。
- (6) 故意又は過失その他請負事業者の責に帰する理由により、運搬中の物件を滅失又は損傷した場合には森林管理署長の指示することに従い、その物件の代金を納付し損害を賠償しなければならない。
- (7) 市道等公道を運行する際は、各道路規格に基づき運行するとともに、運搬等による路面の損傷等が発生しないよう対策を講じること。また、国有林外の林道上部に通る送電線等、運搬に支障のある場合は、乙の負担により保護等を実施し運搬に影響のないように事業実施をすること。万が一損害等が発生した場合は乙による修繕等を行うものとする。

### 3 その他

- (1) 法令制限林の伐採許可・作業許可等の協議が必要なため計画的な事業実行に努めること。法令制限林の協議が整うまで該当地は着手出来ないものとする。
- (2) 水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業の実行の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めること。乙の責により汚濁等が発生した場合は、乙において汚濁等の除去及び防止並びに下流の関係者への説明を遅滞なく講じること。
- (3) 付加価値を付けた有利販売をするため、山土場等に材を滞留させることのないよう新鮮材供給に努めること。
- (4) 発注者又は発注者が指定する第三者が行う会議、現地検討会等の開催については、監督員と調整のうえ協力すること。
- (5) 他事業と競合する場合は現場代理人同士調整を図ること。

上記によりがたい場合は、監督員の指示に従うものとする。

## ヘリコプター集材作業仕様書

### (適用範囲)

- 第 1 条 この仕様書は、製品生産事業請負のうち、製品生産事業中部森林管理局仕様書に定めていないヘリコプター集材に関する事項を定めたものであり、管内の各森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所が実施するヘリコプター集材作業に適用する。
- 2 この仕様書は、ヘリコプター集材作業請負の実行に関する標準的事項を示すものであり、個々の事業に関し特別必要な事項については、各森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所が別に定める特記仕様書によるものとする。

### (事業計画書の提出)

- 第 2 条 請負者は、製品生産事業中部森林管理局仕様書第 6 条に定める事業計画書の提出にあたり、ヘリコプター集材は伐倒・造材等の作業工程に影響されることなどから、事業工程表・実行方法等の事項については、発注者の承諾を得て記載内容を省略することができる。

### (施設の設置等)

- 第 3 条 請負者は、ヘリコプター集材に関するヘリポート、荷卸場等の施設は発注者が指定する箇所に設置することとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議の上選定するものとする。
- 2 請負者は、ヘリポートの設営並びに必要な標識類・集材に使用する副資材を準備するものとする。

### (事業中の安全確保)

- 第 4 条 請負者は、ヘリコプター集材作業の実施に当たって、下記事項について関係森林管理署等、航空会社、地上作業請負者及び運搬業者等関係者による打ち合わせを実施し、作業の安全確保を図ること。
- (1) 伐採時期及び順序
  - (2) 集材時期及び期間
  - (3) 作業手順
  - (4) 荷卸場所
  - (5) ヘリポート
  - (6) 飛行安全に関すること
  - (7) 実行従事者に対する安全教育に関すること
  - (8) その他
- 2 各作業の開始に当たっては安全懇談会を実施し、作業内容、要員配置、作業手順及び連絡方法等を十分打ち合わせてから着手すること。特に複数の作業を同一箇所で行う場合は、指示体制を明確にし作業従事者に周知徹底を図ること。

また、始業時のミーティングは必ず実施すること。

- 3 請負者は、製品生産事業中部森林管理局仕様書第5条5と同様に、上記の安全指導等の実施状況については資料を整備・保管し監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(林道等の通行規制)

第 5 条 請負者は、ヘリコプター集材作業中は、作業区域に通じる林道等の区域外に標識を設置する等通行規制の措置を講じなければならない。

(公共施設等の上空通過に対する安全)

第 6 条 請負者は、ヘリコプターが吊荷して、道路及び公共施設等の上空を通過する場合の安全に対する措置を講じなければならない。

(集材作業)

第 7 条 請負者は、ヘリコプター集材作業前に現地精査並びにヘリコプターによる試験飛行を実施し、飛行コース周辺の障害物及び荷吊場荷卸場、発着地等を確認するとともに、それらの位置、運航方法、連絡体制等について監督職員に報告しなければならない。

- 2 請負者は、あらかじめヘリコプター集材に従事する作業者にヘリコプターの特異性、ヘリポート等での作業の留意事項、最大吊荷重について十分周知徹底を図ること。特に荷掛け作業者については各単木毎の重量を十分認識させて作業に当たらせること。

- 3 スリング掛け、フックへの装着を確実に行之、材の滑落などの防止に努め、素材の材面及び木口の損傷を生じさせないように行うものとする。

(飛行記録の提出)

第 8 条 飛行記録は、乙において記録し、甲に提出するものとする。

なお、飛行記録は任意様式とし、記載内容は甲乙協議して決定するものとする。



＊別様の案

作業仕様書 8 飛行記録の提出 補足説明

記載する内容

- ・ 飛行時間・・・飛行時間は1サイクルの時間を記載する。  
ヘリポート～荷卸土場 荷卸土場～給油時間 給油終了後の飛行～ヘリ  
ポートなど1サイクル毎に時間を記載する。
- ・ 重量・・・・・・重量は50時間毎に1回以上1サイクルの飛行毎に重量を計測し記載す  
る。  
(50時間毎の目安として、ヘリコプターの整備毎に実施することを基  
本とした。)

荷吊り本数・・・荷吊り本数は重量計測時に飛行毎の荷吊り本数を記載する。

# ヘリコプター集材作業要領

## 第1 総則

### 1 目的

この要領は、ヘリコプター集材作業について安全を確保し、円滑な作業の実行を図るため定めるものである。

### 2 事業関係者の心得

事業関係者は、常にこの作業要領を遵守するとともに関係者間の連携を図り、労働災害の未然防止に努めなければならない。

### 3 関係法規等の遵守

作業の実行に当たっては、関係法規及び各種作業基準を遵守するほか、この作業要領等に定められていないことは、監督職員の指示によること。

### 4 施設の設置等

ヘリコプター集材に関する離着陸場、荷卸場の選定、施設に関する条件については、別に定める「ヘリコプター集材に関する施設等について」によることとする。

## 第2 保安

### 1 安全管理体制

ヘリコプター集材作業は、作業仕組及び実行形態が多岐にわたることから、各作業の安全担当者をあらかじめ定め周知するとともに、指導体制を確立し、安全対策を進めること。

### 2 合同打合せ会の実施

ヘリコプター集材作業の実施に当たっては、必要に応じ森林管理局、関係森林管理署等、航空会社、地上作業請負者及び運搬作業等関係者による合同の打合せを実施し、各作業の安全確保を図ること。

打合せの内容を例示すると次のとおりである。

- (1) 伐採時期及び順序
- (2) 集材時期及び期間
- (3) 作業手順
- (4) 荷卸場所
- (5) ヘリポート
- (6) 飛行安全に関すること
- (7) 実行従事者に対する安全教育に関すること

(8) その他

3 安全懇談会等の実施

各作業の開始に当たっては安全懇談会を実施し、作業内容、要員配置、作業手順及び連絡方法等を十分打合せてから着手すること。特に複数の作業を同一箇所で行う場合は、指示体制を明確にし作業従事者に周知徹底を図ること。また、始業時のミーティングは必ず実施すること。

4 報告

航空会社等は、作業従事者に対して十分安全指導を行うとともに、監督員の指示に対する実施結果を監督員に報告すること。

第3 伐木造材作業

- 1 伐木及び造材作業は、別に定める「伐木造材作業基準」(昭和 59 年 3 月 2 日付け 59 林野業第 27 号) 及び仕様書によって行うものとし、作業従事者に安全作業等の徹底を図ること。

特に択伐作業等の特殊性から次の点に注意すること。

- (1) 伐倒方向の規制
- (2) かかり木の処理方法
- (3) 伐倒木及びその周辺の状況把握と措置

第4 集材作業

- 1 林道等の通行規制

ヘリコプター集材作業中は、作業区域に通じる林道等の区域外に標識を設置する等通行規制の措置を講ずること。

- 2 ヘリポート及び荷卸場における作業

- (1) ヘリポート等の作業

ヘリコプターの運行については、運行に関する諸法規を遵守することとし、ヘリポート等の作業については、特に次の点に留意すること。

ア ヘリポート及び荷卸場には作業関係者以外は立ち入らせないこと。

イ 作業は現場代理人等が指定した作業員が行うこと。

ウ ヘリコプターの進入出、ホバリング(空中停止)時には、所定の退避場所へ確実に退避すること。

エ ヘリポートにおいては、ヘリコプターのエンジン稼働中は胴体の真中より後方へは絶対に立ち入らないこと。

オ ヘリポート、卸場等は常に整理整頓をし、風圧によって飛散する恐れのあるのは域外に出すか緊結すること。

カ ヘリポートにおけるヘリコプターの周囲での作業は原則として行わないこと。

キ ヘリポートでは、喫煙場所を指定し、また、燃料補給時には付近の車両等のエンジンを停止させる等、火災防止のための措置をとること。

ク ヘリコプターのホバリング中においては、地上及び機内より相互に十分監視すること。

## (2) 作業等者の服装

ア 必ず保安帽を着用し、呼笛は常に携行すること。

イ 着衣のボタンをきちんとかけ、手拭い等飛ぶようなものは着用しないこと。

ウ 防塵メガネを着用すること。また、荷卸作業等において、必要に応じ防塵マスクを着用すること。

エ ヘリコプターは静電気を発生させるので、フック係はゴム手袋等を着用すること。

オ 誘導員、フック係等は、トラチョッキなど識別しやすい上衣等を着用すること。

## (3) 副資材の取扱い等

ア スリングロープ等の回収は、輪に丸めて番線などで結束して行うこと。

イ 輸送に使うスリングロープ等の点検整備は、航空会社の責任において行うこと。

## (4) 安全教育

航空会社は、ヘリコプター輸送に従事する作業者にヘリコプターの特異性、最大吊荷重について十分周知徹底すること。

## (5) 信号

誘導員の信号は、作業等関係者にも十分徹底させることとする。また、次の点に特に留意すること。

ア 誘導員は、信頼のある特定な者を指名して行わせること。

イ パイロットがはっきり確認できるように、ゆっくり、大きく行うこと。

## 3 公共施設等の上空通過に対する安全

ヘリコプターが吊荷して、道路及び公共施設等の上空を通過する場合の安全に対する処置については、航空会社の責任において行う。

## 4 運航等

(1) 航空会社は、搬出作業前に現地精査並びにヘリコプターによる飛行を実施し、飛行コース周辺の障害物及び荷吊場荷卸場、発着地等を確認するとともに、それらの位置、運航方法、連絡体制等について監督員と打合せをすること。

## (2) 安全管理体制

各作業に安全担当者を配置し、安全に対する指導を行うこと。

ア ヘリコプターの飛行、運搬資材の確認、飛行記録、飛行・運搬に関する安全管理等、ヘリコプターの運航に関する全ては、航空会社の責任において行うこと。

イ 伐木及び造材作業の安全管理については、地上作業を請負う事業体の責任において行うこと。

ウ 荷卸場において森林管理署等職員と請負事業体従業員が合同で作業する場合の安全指導は、監督員等が行うこと。

(3) 飛行可否の決定

集材作業実行の可否は、集材する素材の準備状況、機械の状態、気象条件などを考慮して、航空会社が最終決定する。

5 作業仕組等

(1) 材の運搬順序、作業手順、荷吊場、荷卸場における作業者の配置については、監督員と協議して決定するが、その配置内容の例を示すと次のとおりである。

ア 荷吊場

指揮者（誘導員）  
フック掛作業員  
フック掛作業員補助  
先行スリング掛作業員

イ 荷卸場

指揮者  
誘導員  
スリング外し作業員  
材整理、片付け作業員

ウ 再造材

測尺者  
造材者

(2) 同一箇所での荷卸作業と再造材作業等の同時実行は、行わない作業仕様とする。

例示すると次のとおりである。

ア 複数の荷卸場を設置し、別々に作業を行う。

イ 荷卸作業が完了した後に再造材作業等を行う。

ウ 集材規模と荷卸場の貯材量から自署だけで困難な場合は、他署と調整を図り交互に作業する。

6 荷吊作業

(1) 運搬対象木の位置確認

パイロットが効率良く荷掛位置を発見し、いち早くその真上にホバリングさせることが、安全性及び能率性を確保する上で非常に大切である。

従って、合図信号は、無線機の効率的な活用を図るとともに、現地の状況に適合した最良の方法を組み合わせる実施することとするが、例示すると次のとおりである。

ア 無線で知らせる。

- イ ライトで知らせる。
- ウ 長竿の旗を振る。

## (2) 荷掛け

- ア スリングは、元口二重回しを原則とする。
- イ スリング掛けは、材の状態を確かめ、不安定なものに対しては、材を安定させ、かつ、斜面の上方から荷掛け材に近付き、慎重な行動のもとに荷掛けをすること。  
なお、スリング掛けは、あらかじめ実施しておくこと。
- ウ フック掛けは、指定した者が行うこととし、ヘリコプターのホバリングした状態を確認後、上方や周囲の状況等安全を確認し退避場所から出て機敏かつ確実にフックを掛け、輸送中の材が落下することがないように十分確認すること。
- エ あらかじめスリング掛けを実施する者は、各単木毎の重量を十分確認し、安全性と効率性を確保すること。
- オ 誘導員は、作業者が安全な退避場所へ退避を確認した後、パイロットへ信号を送ること。

## 7 荷卸作業

- (1) 荷卸場では、ヘリコプターが接近することにより小石、枝条等が飛散するためあらかじめ定められた退避場所へ完全退避すること。
- (2) 指揮者等は、ヘリコプターが飛び去った後、上方や周囲の状況等安全を確かめ、退避場所を離れることを指示すること。

## 8 再造林作業等

荷卸場において測尺、玉切、計測、重機による材の移動及び運搬作業等を行う場合は、次の点に留意すること。

- (1) 作業員間の連携（合図を含む）及び作業手順について安全担当者を中心に十分打合せを行い着手すること。
- (2) 玉切作業については「伐木造材作業基準」によることとするが、特に次の事項に留意すること。
  - ア 材の位置及び安定、他の作業員との間隔を確認してから着手すること。なお、玉切りをすることによって、不安定となる材については、サルカ等で歯止めを講ずること。
  - イ 原則として、同一の材を同時に2人以上で玉切らないこと。
- (3) 重機運転手と他の作業員との連絡を確実にするため、信号等を定め厳守すること。

## ヘリコプター集材に関する施設の設置等について

このことについては、ヘリコプター運航に関する諸法規を遵守するほか、細部については次によることとする。

なお、次により難しい場合は、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

### 1 ヘリポートの選定要件

ヘリポートの選定に当たっては、飛行及び作業の安全性の確保及び作業能率の向上、盗難、災害の防止などの観点にたって設置位置を決めることとするが、特に次の事項に留意すること。

- (1) ヘリコプターの離着陸可能な十分な広さ及び十分な空域を有し、地表が硬く、離着陸方向に障害物が無いこと。
- (2) 物資搬入用の車輛の出入りが容易であり、燃料保管場所、支援車輛用の駐車場の確保ができること。
- (3) 地形、気象上、ヘリコプターの運航に支障のないこと。特に、河川の増水の影響、突風、顕著な上昇・下降気流等に配慮すること。
- (4) 荷吊・荷卸場所の位置関係、その他を総合的に判断して、経済的、能率的に優れていること。

### 2 ヘリポートの施設及びその作設

ヘリポートの施設は、使用期間、使用機種等に応じ規模・構造を考慮するが、概ね次の要件を標準とする。

#### (1) 離着陸場

##### ア. 広さ

使用機種の全長及び全幅の 1.2 倍以上で、周辺空域を有することが必要であり必要に応じ支障木の伐倒などを行うこととする。

イ. 地面を水平（5° 以内）に整地し、機体重量に耐える構造とし、必要に応じ散水等防塵対策等を行うこと。

ウ. ヘリコプターの着陸点には、白色により直径 5～6 m の⊕を標示すること。

エ. ヘリポートに作業関係者以外の立入を禁止するため、立入禁止の標識を設置すること。

オ. ヘリポート等には退避場所を必ず設定することとし、設定に当たっては、ヘリコプターの進入方向、特にヘリコプターの後方は避けること。

#### (2) 燃料置場

ヘリコプターに使用する燃料は、消防法で定める危険物第 4 類第 2 石油類に属するので、貯蔵及び取扱いについては法令規則を遵守し、航空会社の責任で行う必要があるが、特に次の点について留意すること。

ア. 湿潤でなく、排水のよい場所を選ぶこと。

イ. 柵等により、他の場所と明確に区画すること。

ウ. 周囲は、貯蔵量に応じ、最低次の空地が必要である。

5,000                      リットルまで      —      3 m

5,000～10,000      リットル      —      6 m

エ. 定められた標識及び掲示板、消化器を設置すること。

オ. 面積は次の基準による

5,000                      リットルまで      —      20 m<sup>2</sup>

5,000～10,000      リットル      —      40 m<sup>2</sup>

### (3) その他ヘリポート付近施設

ヘリポート付近の風向、風速等を確認するため離着陸に支障のない場所に吹き流し(安全旗でも可)を航空会社が設置すること。(Hより30m程度離す)

## 3 荷卸場の選定及び作設

(1) 位置は可能な限り荷吊場(伐採箇所)に近く、かつ、標高差の少ない場所とする。

(2) 荷卸場において再造材(玉切等)作業を計画する場合は、極力荷卸作業と別々の場所で実行できるよう、集材規模、荷卸場面積、箇所数、回転率及び作業仕様を総合的に検討のうえ選定、作設すること。

(3) ヘリコプターが安全に進入できる飛行経路が取れる位置とし、支障となる立木は事前に伐倒すること。

(4) 進出出路の伐採幅は40m以上を標準とする。

(5) 荷卸場の標示はヘリコプターのパイロットに容易に認知できるようにし、特に材を卸す起点には白線を引くなど明確にする。

(6) ヘリポート付近で、林道に接近した場所を選定することとするが、ヘリポートの設置条件と同様な場所を選定する。

(7) 荷卸場の材が転落する恐れのある場所は転落防止の措置を講ずること。

(8) 荷卸場にテープ又は石灰等により材の搬入範囲を標示すること。



## 特記仕様書 (国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて)

次のとおり工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

### 1 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを簡潔に記載する。

| 記載文章例                             |
|-----------------------------------|
| 健全な森林づくりのため間伐を行っています<br>国土強靱化対策事業 |

### 2 留意事項

製品生産事業中部森林管理局仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要。

これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。

## 特記仕様書

### 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和27 年運輸省令第101 号）第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※} \quad ※\text{補正係数は1.2 とする。}$$

## 特記仕様書

### 安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。
  - ①衛星携帯電話事業者名
  - ②衛星携帯電話サービス名
  - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類(以下「使用端末等」という。)
  - ④利用料金
  - ⑤利用期間(○月○日～○月○日まで)
  - ⑥本事業以外の事業への供用の有無  
他事業名(署名・物件名)
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

造 材 寸 法 書

東濃森林管理署

| 樹 種                            | 優先順位                    | 長 級 m | 径級cm  | 適 用    | 用 途     |
|--------------------------------|-------------------------|-------|-------|--------|---------|
| ス ギ                            | 1                       | 5.0   | 30上   | 通直良材元玉 | 割柱等     |
|                                | 2                       | 4.0   | 22上   |        | 一般建築用材  |
|                                | 3                       | 3.0   | 16上   |        | 柱適材     |
|                                | 4                       | 4.0   | 16上   |        |         |
|                                | 5                       | 2.0   |       |        | 〃       |
| ヒノキ                            | 1                       | 6.0   | 16上   | 通直良材   | 大黒柱・通し柱 |
|                                | 2                       | 4.0   | 24上   | 通直良材   | 一般建築用材  |
|                                | 3                       | 3.0   | 14～22 |        | 柱適材     |
|                                | 4                       | 4.0   | 13下   |        | 一般建築用材  |
|                                | 5                       | 2.0   |       |        | 〃       |
| サワラ                            | 1                       | 4.0   | 20上   |        | 一般建築用材  |
|                                | 2                       | 2.0   |       |        | 〃       |
| カラマツ                           | 1                       | 4.0   | 16上   |        | 一般建築用材  |
|                                | 2                       | 2.0   |       |        | 〃       |
|                                | *原則4 m採材とするが、市況等により別途指示 |       |       |        |         |
| その他L                           | 1                       | 4.3   | 30上   | 通直良材   | 一般建築用材  |
|                                | 2                       | 2.1   | 20上   |        | 〃       |
| 採材最小径 人工林 N 6 cm L 6 cm        |                         |       |       |        |         |
| 延 寸 人工林 1 0 cm 元特殊延寸は 6 0 cm未満 |                         |       |       |        |         |
| 特殊採材 その都度指示                    |                         |       |       |        |         |
| これによりがたい場合は、別途指示による。           |                         |       |       |        |         |

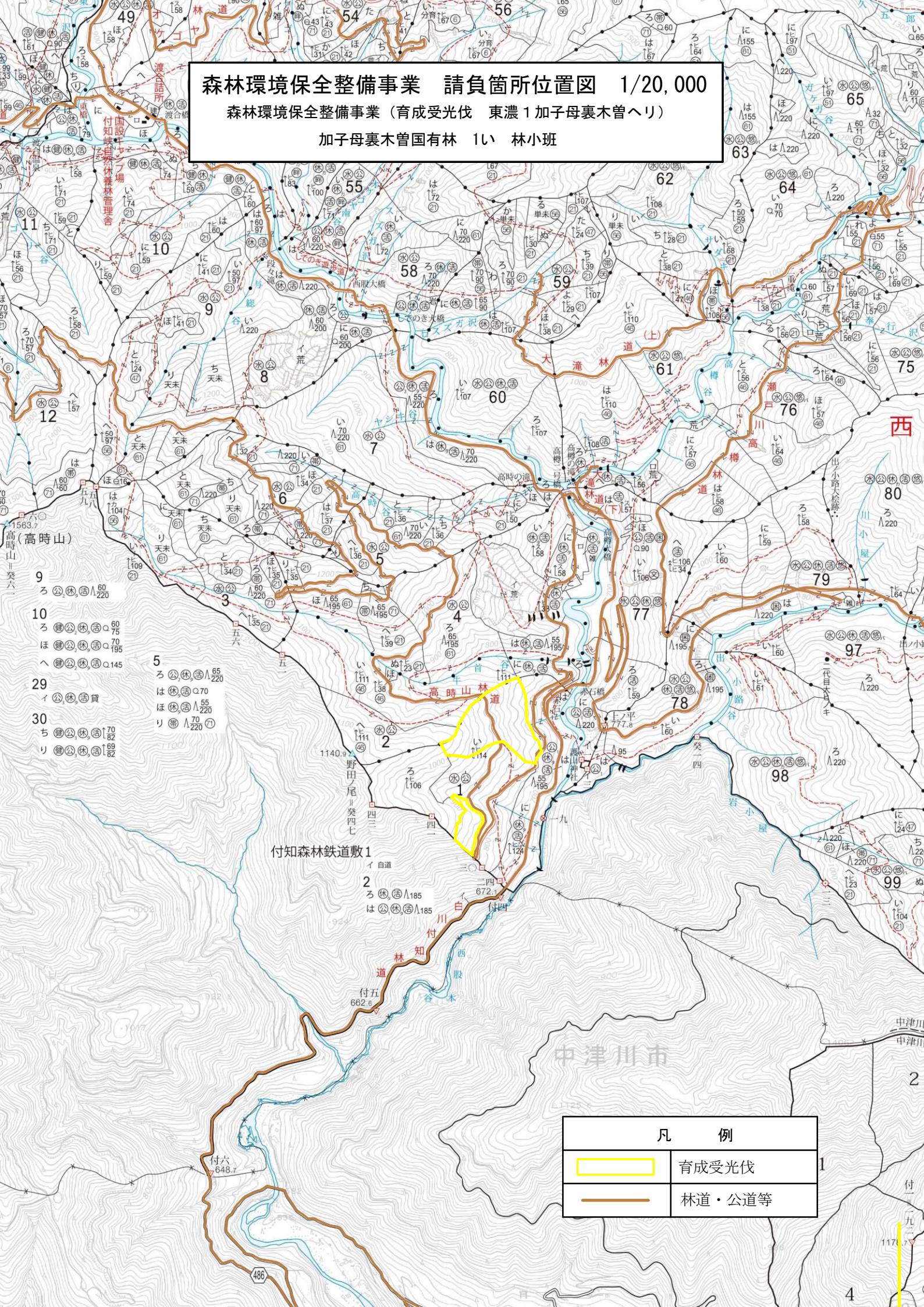
令和6年 2 月 1 日適用



# 森林環境保全整備事業 請負箇所位置図 1/20,000

森林環境保全整備事業（育成受光伐 東濃1加子母裏木曾へり）

加子母裏木曾国有林 1い 林小班



付知森林鉄道敷1

イ 自道

2 ろ 林道 185

は 公道 185

付四

付五 662.6

付六 648.7

付七 648.7

付八 648.7

付九 648.7

付十 648.7

付十一 648.7

付十二 648.7

付十三 648.7

付十四 648.7

付十五 648.7

付十六 648.7

付十七 648.7

付十八 648.7

付十九 648.7

付二十 648.7

付二十一 648.7

付二十二 648.7

付二十三 648.7

付二十四 648.7

付二十五 648.7

## 凡 例



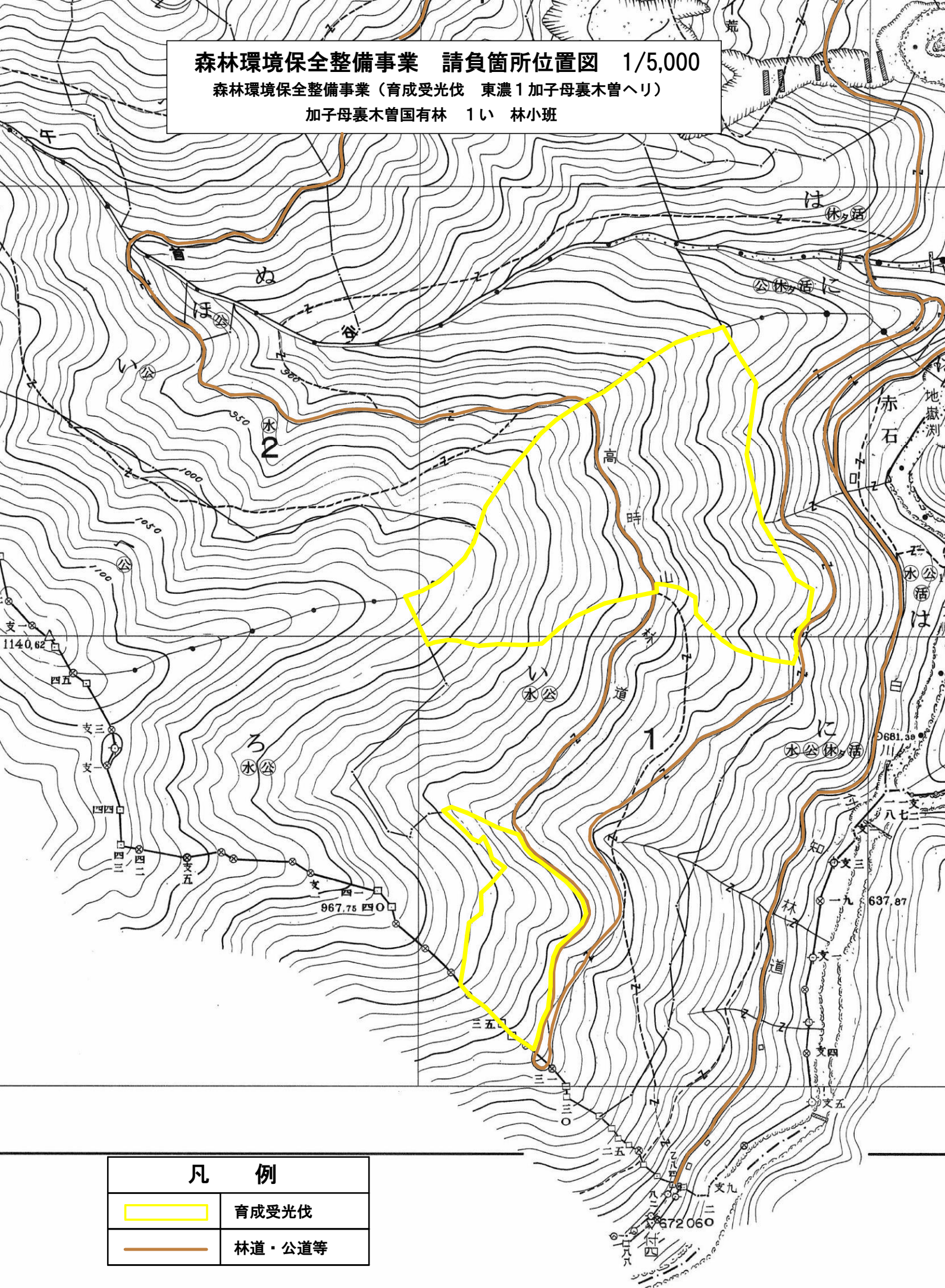
育成受光伐



林道・公道等



加子母裏木曾国有林 1 い 林小班



| 凡 例                                                                                 |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|  | 育成受光伐  |
|  | 林道・公道等 |